



平成30年4月1日から保育料（1号、2号、3号認定）を改正いたします。増え続ける保育需要に応え、今後とも安定した保育サービスを提供してまいります。

**問** 市役所児童課  
（内線153～157）

### 利用者負担額（保育料）を改正します

**問** 市役所児童課（内線154）  
白鳥保育所 ☎67-1301

市役所児童課  
午前8時30分～午後5時15分  
（土・日曜日、祝日を除く）  
白鳥保育所  
午前8時～午後5時15分  
土曜日は午前8時～正午  
（日曜日、祝日を除く）

### 申込場所・時間

市役所児童課  
利用希望日の前月1日から利用日の5日前まで受け付けます。ただし、緊急の場合にはご相談に応じます。事前に申込書類を準備の上、お申し込みください。申込書類は、市役所児童課・白鳥保育所で配布しております。

### 申込方法

次の全てに該当する世帯主  
①国民健康保険（国保）に加入している（平成30年度中に75歳になる場合を除く）  
②世帯内の国保加入者全員が65歳

### 対象

●特別徴収（年金からの天引き）による納付  
対象となる世帯主で、事前の申請で口座振替を選択していない方は、特別徴収（年金からの天引き）で国民健康保険税（国保税）を納めることとなります。対象者には、3月下旬に平成30年度仮徴収（第1期・第2期・第3期）分の納税通知書を送付しました。4月、6月、8月に支給される年金から天引きします。

### 国民健康保険税の納付

### お知らせします



**問** 問い合わせ先 **申** 申し込み先  
☒ メール **HP** ホームページ **FAX** FAX  
**応募** 応募先

### ▼仮庁舎における配置

| 仮移転先        | 移転先配置                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書館棟（本庁舎棟南） | (1階) 宿直室<br>※保健センターは変更なし<br>(2階) 税務課 会計課<br>庁舎建設室<br>※図書館と図書館事務室は変更なし<br>(3階) 市民課 保険年金課<br>児童課 福祉課<br>介護高齢課 収納課<br>☎65-1111 ☎67-4011<br>※市民ホールは仮移転期間中、事務室となりますので、使用できません。       |
| 十四山支所       | (1階) 副市長室 下水道課<br>土木課 都市計画課<br>農政課 商工観光課<br>環境課<br>（※十四山支所の業務（地域市民G・地域福祉G）は変更なし ☎52-2111）<br>(2階) 市長室 秘書企画課<br>総務課 危機管理課<br>(3階) 財政課 監査委員事務局<br>議場および議会事務局<br>☎65-1111 ☎52-3276 |
| 総合社会教育センター  | (1階) 学校教育課<br>☎65-1111<br>☎67-0062<br>※生涯学習課は変更なし<br>☎65-0002<br>☎65-1777                                                                                                       |

### 4月2日～8日は発達障がい啓発週間です

発達障がいには、自閉症やアスペルガー症候群・その他の広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどがあり、その特徴は一見しただけでは分かりにくく、人によって異なります。発達障がいがある人は、本人を含め家族も誤解を受けることが多く、大変つらい思いをしています。

**問** 市役所福祉課（内線164）

| 区分           |    | 平成30年<br>3月分まで(月額) | 平成30年<br>4月分から(月額) |
|--------------|----|--------------------|--------------------|
| 特別障がい者<br>手当 | A種 | 33,660円            | 33,790円            |
|              | B種 | 27,860円            | 27,990円            |
| 障がい児福祉<br>手当 | A種 | 21,480円            | 21,550円            |
|              | B種 | 15,730円            | 15,800円            |

※月額の金額は、国制度分と県制度分の合算になります。

### 特別障がい者手当など受給者の皆さんへ

特別障がい者手当および障がい児福祉手当の支給額が平成30年4月分より改定されました。

### 子ども医療費支給事業について

市は、市内に在住する中学3年生までのお子さんの医療費を助成

**問** 市役所保険年金課（内線123）

### 普通徴収による納付

特別徴収の対象とならない方には、平成30年度仮算定（第1期）分の納税通知書を5月中旬に送付します。期限までに納付してください。

### 納付期限

第1期分 5月31日（木）  
納付額 前年度の国保税額の6分の1に相当する額

以上75歳未満

③年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と国保税を合算した1回の特別徴収額が、1回の年金受給額の2分の1を超えない  
納付額 前年度の特別徴収分（2月天引き分）の税額と同額

市役所保険年金課  
（内線126・127）

### 一時保育の対象年齢を満8か月以上から満6か月以上に拡大しました

一時保育は、保護者の仕事・就学・職業訓練、家族の病気や入院・冠婚葬祭、心理的、肉体的な育児疲れの解消のため、一時的に家庭での保育が困難となった児童を保育所で一時的に保育する制度

しています。

「子ども医療費受給者証」をお持ちの方で平成30年度に小学校1年生に該当するお子さんに新しい「子ども医療費受給者証」を、3月末までに郵送でお届けしています。4月1日以降は届いた新しい受給者証をご使用ください。

3月末までに新しい「子ども医療費受給者証」が届いていない場合はお問い合わせください。

**問** 市役所保険年金課  
（内線126・127）

### 認知症介護者交流会はっさんかい

認知症の方を介護している家族と市内の専門家が集まり、1か月にあった出来事・悩みなどを話し、ストレスを分散できる場です。

**問** 市役所福祉課  
（内線162・163）

認知症介護の先輩ケアラー（介護者）・介護の専門家やケアマネジャーから介護のヒントや元氣を見つけ、明日も笑顔でいるために仲間同士で励まし合いましよう。

※とき 毎月第3土曜日  
午前10時～11時30分  
※出席できない日がある方でも参加可能です。

### ▼ところ

総合福祉センター 第一会議室  
▼対象者 認知症の方（かもしれない方を含む）を介護している市内在住の方

▼参加費 無料  
※初めて参加される方は、市地域包括支援センターまたは、担当のケアマネジャーへご連絡ください。

さい。

**問** 市地域包括支援センター  
☎65-15521

市役所介護高齢課（内線172～174）



### 産婦健康診査（産後8週以内）の公費負担が始まります

4月1日より愛知県内の医療機関で産婦健康診査の補助をします。

▼対象者 出産予定日または出産日が平成30年4月1日以降の妊産婦

### ▼受診券の発行

子健康手帳と一緒に発行します。既に妊娠届出が済んでいて出産予定日が平成30年4月1日以降の方には個別郵送します。受診券が手元に届かない方はお問い合わせください。

### ▼受診方法

産後8週以内に愛知県内の医療機関で受けることができます。産婦健康診査受診券と母子健康手帳を持参して受診してください。県外医療機関では受診できません。

**問** 市役所健康推進課  
（内線411～413）